

令和2年4月10日

議員各位

村上市議会議長 三田 敏秋

政務活動費の取扱いについて

このことについて、去る4月8日開催の議会運営委員会正副委員長及び総務文教常任委員会正副委員長による政務活動費審査会の審査内容に基づき、今後は下記のとおり取扱いくださるようお願いいたします。

記

① 選挙活動の恐れのある市政報告書について【広報費】

事 例	審査結果、意見等
議員の広報費で計上した市政報告書の印刷代金134,602円について、市政報告書の内容に選挙に立候補する旨の記述があり、さらに今後の活動内容についても述べられている。 この費用に政務活動費を充当することの取扱い。	市政報告書の内容に次期市議選に立候補する旨の記述があり、さらに今後の活動内容についても述べられている。よって、この市政報告書が選挙活動に当たる可能性が高いと認定し、政務活動費の充当は不相当とする。

② 政務活動費の活用について

令和元年度（平成31年度）政務活動費の執行率（交付決定額に占める対象経費の割合）は、次のとおり前年度より僅かながら上昇したもののさらに有効に活用する必要がある。より充実した調査研究活動となるよう議員各位においては、政務活動費の積極的な活用について配慮願いたい。

※令和元年度（平成31年度）政務活動費の執行率

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
会 派	96.60%	80.62%	83.67%
無党派	0.00%	34.92%	56.36%
議 員	85.00%	81.41%	81.43%